

2022年9月16日



プレスリリース



Web 完結型「ローン契約規定」の改定について

当行で取扱しています Web 完結型ローンの「ローン契約規定」について、下記のとおり2022年10月1日より改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

1. 改定内容

①遅延損害金について、「ローン契約規定」内に以下の内容を追記します。

『元利金の返済が遅れたときは、遅延している元金に対し、年14%（1年を365日とし、日割りで計算する。）の損害金を支払うものとします。』

<対象となる Web 完結型ローン商品>

[○マイカーローン車助（Web完結型）](#)

[○フリーローンかりるゾウ（Web完結型）](#)

[○教育ローン学問の助（Web完結型）](#)

[○フリーローンニューイーベ（Web完結型）](#)

②遅延損害金について、「ローン契約規定」を以下の内容で変更します。

（変更前）『第5条（利息、損害金）2,申込者が銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、表記損害金率（年365日(又は366日)の日割計算とします。』

（変更後）『第5条（利息、損害金）2,申込者が銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年18.25%（年365日(又は366日)の日割計算とします。』

<対象となる Web 完結型ローン商品>

[○カードローンニューイーベ（Web完結型）](#)

3. 改定日（効力発生日）

2022年10月1日

お問い合わせ先
福島銀行 コールセンター TEL 0120-68-2940

以上